

[米国] シェブロン法理の終焉 に関する米国連邦最高裁判決

連邦最高裁判所，2024年6月28日判決

LOPER BRIGHT ENTERPRISES ET AL. v. RAIMONDO, SECRETARY OF
COMMERCE, ET AL., No. 22-451

岸 本 芳 也*

抄 録 米連邦最高裁は2024年6月28日，Loper Bright事件における判決において，40年前に確立された「シェブロン（敬譲）法理」を無効化する判決を下した。シェブロン法理は，法律の規定が曖昧な場合，行政機関の合理的で許容される解釈を裁判所が尊重すべきとする原則だった。しかし，シェブロン法理に基づくと，政権交代の度に行政機関の解釈が変更されることもあり得，また行政機関に過度の権限を与えることにつながれば三権分立の原則を脅かすことにもなりかねないという懸念があった。

Loper Bright事件判決により，裁判所は行政機関の法解釈に対して独立した判断を行使することが求められるようになった。今後は，行政機関の経験や専門性に基づく解釈よりも，裁判所自体の法的解釈に重きが置かれるようになった。本判決は，行政機関の権限や規制のあり方に大きな影響を与え，特に，移民法，金融，環境規制，労働政策をはじめ，知財分野で今後の政策や法解釈の動向が注目されている。

目 次

1. はじめに
2. 「シェブロン法理」誕生と終焉の背景
 2. 1 シェブロン事件
 2. 2 シェブロン法理を覆したLoper Bright事件における最高裁判決
 2. 3 Loper Bright最高裁判決後の展望
 2. 4 「Skidmore法 理（Skidmore deference）」の復活
3. シェブロン法理廃止が特許法へ及ぼす影響
 3. 1 手続的な事項に関する規則の見直し
 3. 2 長期的な影響
4. IPR手続への影響
 4. 1 Cuozzo事件における最高裁判決
 4. 2 IPRにおける部分的な審理開始（partial institution）
 4. 3 代替クレームの立証責任
 4. 4 実質的利益当事者
 4. 5 IPR申立の時期的制限
5. 国際貿易委員会（ITC）への影響
6. その他の分野への影響
7. おわりに

1. はじめに

日本では，法律は国会が制定するものの，運用段階での課題は避けられない。そこで，内閣

* 岸本外国法事務弁護士事務所
外国法事務弁護士（ニューヨーク州，コロンビア特別区），日本弁理士 Yoshinari KISHIMOTO

の政令や各省の省令といった行政立法により、法律の解釈や運用を現場に即した柔軟なルールに委ねている。

同様に、米国でも議会が把握しきれない現場の実態に対応するため、連邦政府機関が法律の施行規則を発展させる「現場主義」の仕組みが約40年間採用されてきた。その基盤となるのが1984年のシェブロン判決であり、「法律が曖昧な場合、裁判所は連邦政府機関の解釈に従うべき」という法的基準を示した。

「シェブロン法理(Chevron deference)」とは、行政機関による法律の解釈に対して裁判所が一定の敬意(司法敬讓)を払うという原則である。具体的には、法律の文言が曖昧な場合、行政機関の解釈が「許容可能(permissible)」であれば、裁判所はその解釈を尊重すべきとされた。

2. 「シェブロン法理」誕生と終焉の背景

2. 1 シェブロン事件

(1) 事件の概要と下級審判決

1977年、カーター政権下で成立した大気浄化法(Clean Air Act of 1963)では大気汚染防止のために既存または新規汚染源に対して厳しい規制を課していた。

それに対し、規制撤廃に積極的だった次期レーガン政権で「汚染源(stationary source)」の定義が大幅に変更された。環境保護庁(EPA)は「汚染源」を解釈する際に、「バブル・コンセプト(bubble concept)」を採用し、1つの工場内にある複数の汚染源をまとめて1つの「汚染源」とみなすことを認めた。

これに対し、天然資源防衛協議会(Natural Resources Defense Council: NRDC)は、「EPAの緩やかな施行規則改正は1977年改正の大気浄化法の趣旨に反するため無効」と主張し、当時のEPA長官Anne Gorsuchに対しD.C. 巡回区控訴裁判所において訴訟を提起し¹⁾ 勝訴した²⁾。

原告の訴えの根拠は、法律で明文化されておらず曖昧な場合、当該法律の解釈は、専門知識を有さない裁判官よりも管轄する行政府に任せるべきであるとしている。

D.C. 巡回区控訴裁が原告の主張を認めたことに対し、シェブロン社³⁾ は最高裁に上告した。

(2) シェブロン事件における最高裁判決

最高裁は、法規定が曖昧な場合、規制当局の解釈が合理的で許容されるのであれば規制当局の解釈に委ねると判示した⁴⁾。

最高裁は判決において、連邦政府機関および審査裁判所が規制当局の解釈を敬讓すべきかどうかを評価するための2段階の評価枠組み(two-step Chevron framework)を示した⁵⁾。

以下にシェブロン2段階評価ステップを示す。

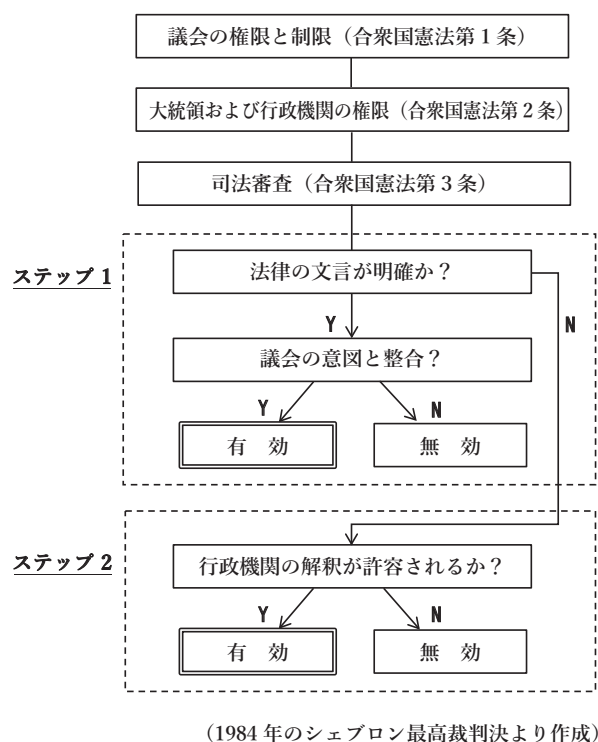


図1 シェブロン評価枠組み

ステップ1:

ステップ1では、規制当局の法解釈に疑問が

ある場合、裁判所はまず、その法律の文言を検討し、原文で直接かつ明確に言及しているかを確認する。

「Yes (法文が明確)」であれば、裁判所は次に、その解釈が議会の意図（法律の趣旨）に沿っているかを審理する。裁判所は、「議会が争点となっている特定の問題に直接言及しているかどうか」を判断する必要がある⁶⁾、法律の目的や立法過程の記録を参照しながら法律の文言を検討する。この審理でも「Yes (議会の意図に整合)」であれば規制当局の解釈は有効とみなされ審査終了となる。その場合、裁判所は行政機関にその解釈を敬譲することとし、「No」であれば規制当局の解釈は排除される。

ステップ2：

裁判所は、ステップ1で、法律が「特定の問題に関して沈黙 (silent) または曖昧である」場合にのみステップ2に進む。裁判所は、規制当局の解釈が「許容できるか (permissible)」どうかを審理し、「Yes (許容される)」と判断すれば、たとえ規制当局の解釈に異を唱えたい場合であっても、裁判所は当該行政機関の解釈に委ねることが求められ、裁判所みずからの法律解釈を適用することが許されない。

ステップ2において、議会が法律の不明確な部分を補完する権限を行政機関に委ねている場合、裁判所は法律の曖昧さに対する行政機関の合理的な解釈に「決定的な重み (controlling weight)」を与えなければならない。

シェブロン評価のステップ2 (法文が曖昧な場合) の審理では、行政機関の解釈が裁判所で認められる可能性が、ステップ1で決着する場合やシェブロン法理自体が適用されない場合よりも高いことを示す研究もある⁷⁾。

以上まとめると以下ようになる。

ステップ1：法文が明確かどうかを確認する。明確であれば、次に、議会の意図と整合するかを確認し、整合すれば規則は有効とみなされる。

ステップ2：ステップ1で法文が曖昧である場合、行政機関の解釈が「許容可能 (permissible)」である場合には有効とみなされる⁸⁾。

Chevron U.S.A., Inc. v. Natural Res. Def. Council, 467 U.S. 837, 843 (1984).

(3) シェブロン判決の反響

1984年のシェブロン判決後、主に法曹界、行政機関、学会、政界の間で以下のような大きな議論が巻き起こった。

1) 法曹界・裁判所の反応

シェブロン法理は、法律の文言が曖昧な場合に行政機関の合理的な解釈を尊重する原則として急速に広まり、裁判事例で頻繁に引用されるようになった。特にD.C.巡回区控訴裁判所や最高裁は、行政機関の解釈に高い敬譲を示す傾向を強めた。過去40年間で、シェブロン判決は18,000件以上の裁判および3,000件以上の行政判断で引用され⁹⁾、連邦官報でも600回以上引用された¹⁰⁾。

2) 行政機関の反応

シェブロン法理のもとで行政機関は法律の解釈に裁量を持ち、規制強化・拡大の正当化に利用した。特に環境保護庁 (EPA) や証券取引委員会 (SEC) は、自らの権限を拡大する動きを強めた。しかし、政権交代のたびにシェブロン法理の適用が変わる可能性が指摘された。

3) 学会の反応

一部の学者は、シェブロン法理が行政の一貫性と安定性をもたらすと評価する一方、裁判所が行政機関の決定を追認するだけになり、行政権の過度な拡大を招くと批判した。

4) 政界の反応

共和党・保守派は、規制の拡大を懸念し、行政機関の権限制限を主張。対して民主党・リベラル派は、環境・労働・消費者保護の観点から行政機関の柔軟な解釈を支持し、オバマ・バイデン政権下でDEIやLGBT関連法案、再生可能

エネルギー政策が推進された。

5) トランプ政権による逆転

2025年1月20日に誕生したトランプ政権は、バイデン政権下の規制を撤廃し、金融・貿易・外交・地球温暖化・パンデミック対策に関する行政ルールを見直し始めた。政府の無駄を削減するため「政府効率化省 (DOGE)」を発足させ、米国国際開発庁 (USAID) の閉鎖により不正な利権構造の排除を進めた。不法移民の取り締まりも強化し、バイデン政権下の移民受け入れ政策を廃止するなど、政権発足からわずか2カ月弱で急速に改革を推進している。

2. 2 シェブロン法理を覆したLoper Bright事件における最高裁判決

(1) Loper Bright事件 (Loper Bright Enterprises, Inc. v. Raimondo) と Relentless事件 (Relentless, Inc. et al. v. U.S. Department of Commerce et al.)

Loper Bright事件およびRelentless事件はいずれも連邦漁業監視員の費用負担に関する規則を巡る互いに関連性の高い訴訟であり、もともと別個の訴訟案件であったが、ともに同時期に最高裁へ上告され、後述するように、最高裁では審理が併合された。

Loper Bright事件は、D.C. 連邦地方裁判所に続きD.C. 巡回区控訴裁判所で審理された。一方、Relentless事件は、ロードアイランド州連邦地方裁判所に続き第一巡回区連邦控訴裁判所で審理された。

両事件とも、商務省 (Department of Commerce) 傘下の国立海洋漁業局 (National Marine Fisheries Service : NMFS) が漁業運営者に対して連邦監視員の費用負担を求めた規則¹¹⁾に異議を唱えたもので、その際、行政機関の法解釈に対する裁判所の審査基準である「シェブロン法理」の適用が争点となった。

Loper Bright事件においてD.C. 巡回区控訴裁

判所は、シェブロン法理の枠組みに基づいて行政庁の解釈に敬讓を払うべきとしてD.C.連邦地裁での判断を支持した。また、Relentless事件に関しても第一巡回区連邦控訴裁判所において同様の判断がなされた。

(2) Loper Bright事件における最高裁での審理

最高裁は2023年5月1日、Loper Bright事件の裁量上訴 (certiorari) を受理した後、2023年6月26日にRelentless事件の裁量上訴も受理し、その後両者を併合して (consolidated) 審理することを決定した。

最高裁は2024年1月17日、両事件を併合した形で口頭弁論 (oral arguments) を行い、同年6月28日に1つの判決文により2件の事件の判決を下した。

(3) Loper Bright最高裁判決

最高裁は、ロバーツ長官 (首席判事 : Chief Justice) が執筆した多数意見書によりシェブロン判例を覆した (Loper Bright Enterprises v. Raimondo, 603 U.S. 369 (2024))。

40年前にシェブロン判決を出した当事者である最高裁みずからが2024年6月28日、その法理自体を無効にした。同判決では、政策に関する問題については立法を通じて米議会が直接的に対応するよう求めるとともに、規制当局が越権した場合には、それを抑制する責務を下級裁判所に負わせる内容となった。

ロバーツ長官の多数意見にはトーマス判事、アリート判事、ゴーサッチ判事、カバノー判事、バレット判事 (いずれも共和党) が賛同した。ケイガン判事は反対意見を提出し、ソトマイヨール判事とジャクソン判事が賛同した¹²⁾。

最高裁の分析は、米国の司法史上、最も重要な判例の一つであるマーベリー対マディソン事件判決 (Marbury v. Madison, 5 U.S. (1 Cranch) 137 (1803)) にまで遡り、「法律が何であるかを

定めることは、司法部門の職責であり義務である」という原則を貫いた。

マーベリー対マディソン事件では、最高裁判所が司法審査権（Judicial Review）を確立し、この権限により、裁判所は立法府（議会）が制定した法律や行政府の行為が合憲かどうかを判断できるようになった¹³⁾。

多数意見においてロバーツ長官は、「裁判所は、行政機関が法的権限の範囲内で行動したか否かを判断するにあたり、行政機関の法解釈に対して独立した判断を下さなければならない。これは行政手続法（Administrative Procedure Act：APA¹⁴⁾が求めるものである。」と述べた。

ロバーツ長官によると、APAは行政機関の行動とその「司法審査（judicial review）」に関する規則を定めており、その「司法審査」規定¹⁵⁾によれば、裁判所は「法の全てに関連する問題を決定」し、「憲法および法令の規定を解釈」し、「法律に適合しない行政機関の行動を違法とし無効にする」となっている。この規定は行政機関への敬讓を想定していないと最高裁は説明した。

最高裁は、「裁判所は、単に法令が曖昧であるという理由だけで、行政機関の法解釈に従う必要はなく、ましてやAPAが及ぶ法規定の下では従ってはならない」と述べた。

ロバーツ長官はさらに、「シェブロン判決は、そもそも本質的な問いである『当該法令が問題となっている行政機関の行為を適法に許可しているかどうか』という点に対する注意をむしろそらし、行政機関の解釈に対する過度な依拠を促すことになったに過ぎず、その結果として、司法が本来担うべき法解釈の役割を不当に縮小させる要因となった」という趣旨の指摘も行った。

Loper Bright判決において、最高裁は「議会は行政機関に裁量権を与えることができるが、その権限は司法の監督を受ける」と述べ、「裁

判所は行政機関の法解釈を参考にすることはできるが、それに従う義務はない」ことが確認された。特に、行政機関の解釈が法制定とほぼ同時期に示された場合には、裁判所がそれに依存すべきではないとされた。

ロバーツ長官は、「行政機関は専門的知識を有するため、その解釈には裁判所が従うべきである」とするバイデン政府側の主張を退け、次のように述べた。

「シェブロンの前提は誤りだ。行政機関には法令の曖昧さを解決する特別な能力はなく、その役割は裁判所にある。制定者たちは、裁判所が法令の曖昧さに直面することを想定しており、その際には裁判所が独立した法的判断を下すことを期待していた」と指摘した。

最高裁は、今後、連邦裁判所が独立した判断を下し、行政機関が法的権限の範囲内で行動しているかを判断する必要があると明言。さらに、憲法第3条（司法審査）に基づき、連邦裁判所には当事者間の紛争を裁定し、連邦法の最終的な解釈を示す責務があると説明した。

以上、最高裁判決をまとめると次のようになる。

1) シェブロン判例は誤っており、行政機関は法令の曖昧さを解決する特別な能力を持つわけではない。

2) 裁判所は、法令の最良の解釈を判断し曖昧さを解決するためにあらゆる手段を用いるべきである。

ゴースッチ判事とトーマス判事は補足意見を付した。

これに対し、ケイガン判事は長文の反対意見を記し、ソトマイヨール判事とジャクソン判事（いずれも民主党）がこれに賛同した。

反対意見では、以下の点が主張されている。

1) シェブロン判例は、数十年にわたり、議会、裁判所、行政機関、規制対象者、そして一般市民が運用してきた基本的な枠組みであり、

これまで数千件の判決で適用されてきた。

2) 議会は、常に完璧で明確な法令を制定できるわけではなく、法律の曖昧さや不備を補う役割を行政機関に委ねるべきだと考えていた。この議会の意図こそが、シェブロン法理の根幹を成している。

(4) なぜ最高裁は自らが作り出した法理を覆したのか？

1984年のシェブロン判決後、行政機関が法律の曖昧な部分を独自に解釈する権限を持ち、それが規制強化につながるケースが増えていった。特にオバマ・バイデン政権では、環境規制や金融監督などの分野で行政機関を活用し、議会の承認なしに党派色の強い政策を推進した¹⁶⁾。共和党保守派はこれを「行政国家 (administrative state)」の拡大と見なし、抑制する必要があると考えた。

保守派の法理論の一つに「テキスト主義 (textualism)¹⁷⁾」がある。これは、「法律の解釈は行政機関ではなく裁判所が行うべきだ」という考え方である。シェブロン法理は裁判所が行政機関の解釈に従う仕組みだったため、最高裁の保守派判事たちはこれを見直し、司法権を強化する方向に舵を切ったと考えられる。

共和党は、環境規制、金融監督、労働規制など、民主党が推進する多くの政策に反対してきた。シェブロン法理を覆すことで、行政機関による規制の強化を抑え、企業や産業への負担を減らすことができるため、共和党の政策的な利益にも合致する。

シェブロン法理否定の主な理由は行政機関の権限を制限し、司法権を強化することにあったと考えられる。

2. 3 Loper Bright最高裁判決後の展望

最高裁はLoper Bright判決文において、シェブロン法理に依拠した過去の判例を覆すもので

はないと明確に述べている。これはつまり、この新たな判決が下されたにもかかわらず、Loper Bright判決を根拠にして過去のシェブロン法理を適用した判例に異議を唱えることはできないことを意味する¹⁸⁾。

Loper Bright判決は、新たに提起される行政機関の解釈に対する異議申立、または現在係争中でまだ判決が下されていない事案についてのみ適用される可能性がある。

仮に過去の判例を蒸し返す形で新たな訴訟提起がなされたとしても、すでに確定したすべての判決が覆るわけではなく（一事不再理）、その一部のみが対象となる。その対象となる可能性としては、以下のケースが挙げられる。

1) シェブロン枠組みのステップ2において、行政機関の解釈が合理的かつ許容されると判断されたものの、その判断に誤りがあるとして異議が申し立てられた場合。

2) 行政機関の解釈が合理的であるものの、裁判所の見解として最善の解釈とは言えない場合。

シェブロン法理の廃止により、今後は法律の解釈において裁判所の役割が強調され、行政機関の規則制定や解釈に対する司法審査が厳格化される可能性がある。

2. 4 「Skidmore法理 (Skidmore deference)」の復活

「行政機関の法解釈」にかかる重要な最高裁判決としては、シェブロン判決前に出されたSkidmore事件判決（1944）がある¹⁹⁾。

Skidmore事件において、最高裁は「行政機関（労働省）の解釈は拘束力を持たないが、参考にはなる」とし、行政機関による見解や解釈の説得力を個別に評価するべきだと判示した。

説得力を評価する要素として、以下が考慮される。

1) 行政機関の検討の徹底性 (thoroughness of

the agency's consideration)

2) 根拠の妥当性 (validity of the agency's reasoning)

3) 過去およびそれ以降の判断の整合性 (consistency with prior interpretations)

4) 経験 (agency's expertise)

5) その他の説得力を持つ要因 (persuasiveness of the agency's argument)

これらの要素は「Skidmore法理 (Skidmore deference)」として知られている。

Loper Bright事件判決ではSkidmore法理は否定されなかったため、シェブロン判決が覆される前の状態に戻り、Skidmore法理が復活することが予想される。

いずれにせよ、今後、裁判所は行政機関がその法的権限の範囲内で行動したかどうかを判断する際、行政機関の専門知識を尊重しつつ、独自の判断を行うことが求められるであろう。

3. シェブロン法理廃止が特許法へ及ぼす影響

米国特許商標庁（以下、USPTO）は一個の行政機関であり、特許法や同庁における審査・審判手続に関する規則に起因する様々な問題を解釈しなければならない。

そのため、シェブロン法理を無効化したLoper Bright判決は今後、USPTOの規則や運用にかなりの影響を及ぼす可能性があると思われる。

3. 1 手続的な事項に関する規則の見直し

USPTOの規則は主に手続的な事項 (procedural matters)²⁰⁾ に限定され、実体的な事項 (substantive matters) の法解釈に関与する権限は持たない (米国特許法第2条(b)(2)²¹⁾)。

また、CAFCも「USPTOには実体的な特許法の解釈を行う権限は与えられていない」と明確に判断している²²⁾。

シェブロン法理廃止にともない、USPTOの

手続的な規則に対する裁判所の判断がこれまで以上に厳密になり、今後、手続や運用に関する規則の正当性が頻繁に争点となる可能性がある。

(1) 特許審査および特許審判部への影響

シェブロン法理の廃止により、今後、特許審査部での審査をはじめ、特許審判部 (Patent Trial and Appeal Board : PTAB) での審判や査定系再審査に関連する規則は、法的挑戦を受けやすくなる可能性がある。例えば、「最も広義の合理的解釈 (Broadest Reasonable Interpretation : BRI)」に基づくクレームの解釈基準や、継続出願における特許権の制約に関する規則などが影響を受けられると思われる。

USPTOの規則が明確に議会からの権限付与に基づいていない場合、それらが裁判所で無効とされるリスクが増加することは避けられない。

(2) 特許規則に関連する訴訟の増加

前述したように、特許法に関する規則や解釈においてシェブロン法理に基づくUSPTOへの敬讓が失われたため、USPTOの裁量による解釈や規則制定に対して異議を申し立てる訴訟が増加する可能性がある。これにより、特許出願人や企業にとっては、より不確実性の高い環境が生まれることが予想される。

(3) ターミナル・ディスクレーマーへの影響 (規則の「実体的な性質」の問題)

USPTOは2024年5月10日、ターミナル・ディスクレーマー (Terminal Disclaimer : TD²³⁾) に関する規則改正案を公表した。本改正案では、TDによって結び付けられた特許群のうち、いずれかの特許が新規性を欠如または自明性の理由で無効と判断された場合、他の特許の権利行使も制限されることが提案されていた。しかし、同年12月4日付の官報で、USPTOは本改正案を取り下げると発表した。取り下げの理由とし

て「リソースの不足」が挙げられたが、その詳細は明らかにされていない。

仮に、本改正案のような「特許権の行使制限」に関わる変更が制度化されていた場合、シェブロン法理廃止の影響を受ける可能性が高かったと考えられる。なぜなら、このようなTD手続の改正は特許権の「実体的な」権利範囲に影響を及ぼし、単なる手続的ルールではなく、実体的ルールとみなされる可能性があるためである。

将来的に本規則が再提案され施行された場合、シェブロン法理法理の廃止により、裁判所が「USPTOにこのような権限はない」と判断し、無効と判断する可能性がある。

USPTOのルール・メイキング権限は基本的に手続的な事項に限られるため、TDの規則自体はシェブロン法理廃止の影響を限定的に受けると考えられる。しかし、USPTOがTDの適用範囲を拡大し、特許権の存続や権利行使に実体的な影響を及ぼす場合には、シェブロン法理廃止の影響を受け、裁判所による審査がより厳格になる可能性がある。

したがって、シェブロン法理廃止が直接的にTDの既存ルールを覆すわけではないが、今後の解釈や新たな規則改正に対する司法審査はより厳しくなる可能性がある。

3. 2 長期的な影響

裁判所が特許法の解釈において独自の判断を求められることにより、特許制度の一貫性や安定性が影響を受ける可能性がある。一方で、USPTOが議会による明確な権限付与を主張できる規則については、依然として裁判所で支持される可能性がある。

このように、USPTOの規則や特許関連の手続きは今後さらに厳密な法的精査を受けることになり、長期的には新しい規則の策定や適用が課題となろう。

4. IPR手続への影響

USPTOでの審査・審判手続のなかで特に影響を受けるのはPTABでのIPR手続だと思われる。

以下、IPRにおける各手続がLoper Bright事件判決の影響を受ける可能性があるかどうかについて個別に考察することとする。

4. 1 Cuozzo事件における最高裁判決²⁴⁾

Cuozzo判決は、PTABのIPR開始決定の「最終性」と、BRI基準の「適法性」を確立した重要判例である。

(1) PTABによるIPR審理開始決定が司法審査の対象となるか？

米国特許法第314条(d)には「PTABによるIPRの開始決定は最終的なものであり不服を申し立てること（CAFCへの控訴）はできない（final and non-appealable）」と規定されている。

最高裁は、米国特許法第314条(d)の規定を根拠に、USPTOのIPR開始決定に対する司法審査を原則として認めないと判断した。したがって、「IPRの審理開始決定は裁判で争うことができるか？」という問いについては、原則として争うことはできないと結論づけた。

ただし、最高裁は、例外として、憲法上の問題や明白な権限逸脱が認められる場合には、司法審査が可能であることを示唆した。例えば、USPTOが明らかに法律を逸脱してIPRを開始した場合などが該当する。この判決により、USPTOのIPR開始決定に対する裁判での異議申立は原則として困難になったものの、完全に不可能というわけではない。

また、Loper Bright事件では、従来の行政機関の法解釈に対する裁判所による「シェブロン敬讓」が撤廃された。しかし、Cuozzo事件では、条文が明確であったため、シェブロン・ステッ

プ1の段階での評価により解決されている。最高裁は、USPTOの解釈に敬意を払うと述べながらも、明確な法律の文言とUSPTOの長年の実務に基づいてPTABの判断を支持しており、シェブロン法理の適用は限定的であった。

したがって、Loper Bright事件でシェブロン法理の適用が否定されたとしても、Cuozzo事件における判断が覆る直接的な理由にはならないと考えられる。

(2) IPR審理においてPTABがBRI基準を用いたことは適法か？

最高裁はCuozzo事件において、USPTOが従来から採用していた「BRI基準」によるクレーム解釈は適法であると判断した。その理由として、IPRはUSPTOが行う手続であり、専門的な判断は同庁に委ねるべきであるとした。

最高裁は「USPTOの長年の実務」に基づいてPTABの判断を支持しており、シェブロン法理の影響は限定的であった。このことから、Loper Bright事件でシェブロン法理の適用が否定されたとしても、Cuozzo事件の判断が覆る直接的な理由にはならないと思われる。

しかし、2018年10月11日、USPTOはBRI基準を廃止し、「フィリップス基準（Phillips standard）²⁵⁾」を適用することを決定した。

これにより、USPTOのクレーム解釈基準は連邦裁判所と統一されることとなった。

2018年11月13日以降に提出されたIPR、PGR、CBMのすべての手続には「フィリップス基準」が適用されている。フィリップス基準では、クレームはまず内的証拠（クレームの文言、明細書、図面、審査経過）に基づいて解釈され、次に外的証拠（辞書、専門家意見など）を参考にして解釈される。これは、特許民事訴訟、ITC手続、IPR・PGR・CBMの控訴審においても同様である²⁶⁾。

フィリップス基準の採用により、IPRと連邦

裁判所でのクレーム解釈が統一され、特許権者にとって予測可能性が向上した。

Cuozzo事件では、原告Cuozzoが「裁判所で用いられるフィリップス基準を採用すべきだ」と主張したが、最高裁はこの主張を退け、PTABの裁量を認めてBRI基準を採用した。しかし、その後、USPTOがフィリップス基準を採用したため、結果的に原告の主張が受け入れられる形となった。

(3) PTABと裁判所でのクレーム解釈の今後

PTABにおけるIPR手続では、特許クレームの解釈が極めて重要な役割を果たしている。従来、PTABは一定の裁量のもとでクレームを解釈し、その判断が裁判所で尊重されることが多かった。しかしシェブロン法理廃止以降は、裁判所がPTABの解釈に対してより厳格な審査を行う可能性がある。具体的には、裁判所はPTABの判断に依存せず、自らの解釈で特許クレームを評価するケースが増えることも予想される。

この新たな枠組みの下、特許実務家や関係者は、クレーム解釈の動向を注視し、適切な対応策を検討することが重要だと思われる。

4. 2 IPRにおける部分的な審理開始 (partial institution)

米国特許法第318条(a)では、「IPR手続において、PTABは申し立てられたおよび追加されたすべてのクレーム（any claim challenged）について、特許性に関する最終決定を行う」と規定されている。しかし、従来のPTABのIPR手続では、申し立てられたすべてのクレームに対して審理を行うのではなく、部分的な審理開始（partial institution）が行われていた。

この状況において、2018年のSAS Institute Inc. v. Iancu事件では、最高裁がPTABは申し立てられた全クレームについて最終決定を下すべ

きであると判示した²⁷⁾。SAS判決以前のUSPTOのIPR実務は、Loper Bright事件判決でシェブロン法理が廃止された後、違法となる可能性があったため、SAS判決により、PTABによる部分的な審理開始実務に関する法解釈上の問題は解消された。

SAS事件でPTABが申し立てられた全クレームを審理対象とする決定がなされた背景には、米国特許法第318条(a)の文言に基づく明確な法解釈がある。従来、PTABは部分的な審理開始を行っていたが、SAS事件ではその裁量が認められず、審理対象は申し立てられたすべてのクレームでなければならないとの判断が下された。

このように、SAS事件最高裁判決はシェブロン法理の適用に依拠するものではなく、むしろ米国特許法第318条(a)の規定内容（文言解釈）を確認したものであり²⁸⁾、シェブロン法理との直接的な関連性は薄いといえる。

4. 3 代替クレームの立証責任

IPR手続においては、基本的に、審理対象となるすべてのクレーム（原クレームおよび特許権者が提出した代替クレーム）について、無効性を立証する責任は申立人側（petitioner）にある²⁹⁾。さらに、Cuozzo Speed Technologies, LLC v. Lee, 2016では、IPR手続において申立人が当初のクレームおよび代替クレームを含むすべての審理対象クレームに対して無効性を立証する責任を負うことが明示され、申立人の負担は「証拠の優越（preponderance of the evidence）」であるという従来の基準が再確認された。

一方、IPRにおける代替クレーム（substitute claims）の立証責任については、従来、特許権者がその特許性を立証する責任を負っていた。しかし、シェブロン法理の廃止により、裁判所はUSPTOやPTABの解釈に依存せず、自らの判断で法解釈を行うことが求められるようになった。これに伴い、代替クレームの立証責任

に関する既存のルールや実務が再評価される可能性がある。具体的には、立証責任が特許権者から申立人に移る可能性や、立証基準が変更される可能性も指摘されている。ただし、これらの変化は今後の裁判所の判断や立法措置により具体化されるため、現時点では不確定な要素が多い。

4. 4 実質的利益当事者

IPRを申し立てることができるのは、特許権者ではないもの（米国特許法第311条、施行規則 § 42.101(a)）もしくは「実質的利益当事者（Real Party in Interest : RPI）」に限られる（米国特許法第312条(2)、施行規則 § 42.101(b)）。

RPIは、特許法や民事訴訟法などで重要な概念である。従来は、行政機関がシェブロン法理に基づいて解釈し、その判断は裁判所から一定の敬意を受けていた。しかし、Loper Bright事件以降、裁判所は行政機関の解釈に依存せず独自に判断する傾向が強まり、RPIの解釈にもその影響が及ぶ可能性がある。

CAFCは、Applications in Internet Time, LLC v. RPX Corp.事件³⁰⁾で、米国特許法第315(b)における「RPI」と「請求人の密接関係者（privy of the petitioner）」の用語が、議会の広範な適用意図を反映していると判断した。すなわち、伝統的な意味に加え密接関係者も含み、複数の利益関係者が存在し得ることを示唆している。さらに、これらの用語は米国発明法(AIA)に明確な定義はないものの、判例法上なじみのある用語として解釈され、議会は米国特許法第315条(b)の1年の法定期間制限の適用範囲を判断するために判例法の原則を採用する意図があったとしている。

結果として、CAFCは米国特許法第315(b)における「RPI」の用語は曖昧ではないと結論付ける一方、PTABの解釈が過度に制限的であると判断した。

4. 5 IPR申立の時期的制限

米国特許法315条(b)の規定により、特許侵害を主張する訴状が、申立人ないしRPIに送達された日から1年以上経過後に、IPRが申し立てられた場合、IPRを開始することはできない（施行規則 § 42.101(b)）。

現時点ではLoper Bright事件の判決がIPRにおける1年の法定期間制限（One-year statutory bar）に直接的な影響を及ぼすとは言えないが、今後の裁判所の判断や解釈の変化に注意を払う必要がある。

米国特許法第315条(c)には、複数のIPRが申し立てられた場合、単一のIPR手続に併合すること（joinder）が規定されている。

IPRにおける同一当事者の参加（Same Party Joinder）とは、同315条(c)に基づき、既存のIPR手続に同一の当事者が追加の根拠で参加することを指す。Facebook, Inc. v. Windy City Innovations, LLC事件³¹⁾では、同法315条(c)が請求人自身の参加や、時間制限で却下される争点の追加を認めるかが検討された。

しかし、CAFCは、同法315条(c)は「当事者の併合」を前提としており、すでに当事者である者を新たな当事者として追加する「手続の併合」は認めないと判示した。Loper Bright事件の影響は現時点で明確ではなく、USPTOによる第315条(c)に関する従来の解釈に従う必要がある。

5. 国際貿易委員会（ITC）への影響

シェブロン法理の破棄による影響は、USPTOの規則の解釈よりも国際貿易委員会（International Trade Commission：ITC）の実務により大きく及ぶと考えられる。

ITCは知的財産侵害を含む不公正な輸入行為を調査する行政機関であり、関税法337条（19 USC § 1337）に基づき、知的財産を侵害する輸

入を禁止する権限を有する。従来、ITCの解釈はシェブロン法理により裁判所から広く尊重されてきた。

しかし、Loper Bright判決により、ITCの法解釈権限が制限される可能性がある。今後、裁判所がITCの解釈に依存せず、関税法337条を独自に解釈し、ITCの権限を制限する可能性が高まることが予想される。

この変化は、特許権者と輸入業者の双方に大きな影響を与えるものと思われる。

- ・特許権者にとっては、ITCの判断が覆るリスクが高まり、ITCに救済を求めるインセンティブが低下する可能性がある。

- ・輸入業者にとっては、ITCの排除命令に対する異議申立の機会が増加することが予想される。

CAFCはSuprema事件（2015）において、「輸入時点で特許侵害がなくても、輸入後に特許侵害を誘発する（induce）物品は規制可能」とするITCの解釈をシェブロン法理に基づき支持した³²⁾。しかし、Loper Bright事件の影響により、この判断が見直される可能性がある。

今後、ITCはこれまで以上に判断基準の明確化を求められ、関税法337条の文言に厳密に整合する解釈が必要となるであろう。

6. その他の分野への影響

シェブロン法理の廃止により、連邦行政機関の規制に対する裁判所の関与が強化され、特にEPAの温室効果ガス規制、FCCのネット中立性規制、DOLの児童・強制労働政策などの分野で、これまでの柔軟な規制策定に対する再検討が求められている。

その他にも、トランプ政権下で、多くの規則の見直しが進んでいる。具体的には以下のような規則がある。

- ・移民法：これまでシェブロン法理に基づき移民当局の判断が裁判所で広く尊重されていたが、今後は裁判所が独自に解釈し、強制送還や

難民認定基準が変更されるであろう（既に変更が進んでいる）。

・保健福祉：ロバート F. ケネディ Jr. が保健福祉長官に就任したことにより，FDAの規制権限が制限され，新薬やワクチン承認，食品添加物規制に明確な法的根拠が求められるようになった。

・金融監督：SECやCFPBの規制基盤が弱まり，仮想通貨や消費者保護規制の見直しが進むリスクがある。

・DEI（多様性，公平性，包括性）：トランプ大統領が関連政策を廃止する大統領令を発令した。

・宗教の自由：宗教関連の政策が裁判所で再評価され，宗教団体の税制優遇や職場での規制が変更される可能性がある。

これらの変化により，規制の適用が裁判所の判断に依存することとなり，法的な不確実性が増す可能性がある。

7. おわりに

シェブロン法理を破棄したLoper Bright判決により，行政機関の裁量が制限され，規制の実効性が損なわれる一方で，裁判所が規制解釈における中心的な役割を担うこととなった。このため，特定の業界が裁判を通じて規制を弱体化させるための訴訟を増やす可能性がある。

今回の最高裁判決は，長年続いてきたルールに加え，政府機関の権限に対して新たな疑問を投げかけることになるだろう。特に暗号資産（仮想通貨）や人工知能（AI）などの新しい分野でのルール作りに大きな影響を与えられ考える。この判決は，政策に関する問題について議会が立法を通じて直接対応すべきことを求めるとともに，規制当局が権限を越えた場合には，下級裁判所の判事にその抑制を求める責務を課している。

新たな法的環境では，連邦機関の規制施行は

厳格な監視下に置かれることが予想され，規制政策の実現には，より明確な議会の立法が必要とされるだろう。

注 記

- 1) 米国においては行政機関の規則に関する審査は，行政手続法に基づき，通常は連邦控訴裁判所に直接提起される。本件は，EPAの規則における「バブル・コンセプト」の適法性を争う行政法訴訟であり，D.C.巡回区控訴裁判所が第一審の管轄権を持つため，連邦地裁を経ずに直接控訴裁判所に提起された。
- 2) Natural Resources Defense Council, Inc. v. Gorsuch, 685 F.2d 718 (D.C. Cir. 1982).
- 3) レーガン新政権の方針として，D.C.巡回区控訴裁判所の判決を争わないことを決定し，EPAが訴訟から降りたため，シェブロンが単独の上告人となった。
- 4) Chevron U.S.A., Inc. v. Natural Res. Def. Council, 467 U.S. 837, 842 (1984).
- 5) 前掲注 4) at 842-843 および Kenneth A. Bamberger and Peter L. Strauss, "Chevron's Two Steps", Vol.95, No. 3, pp.611-625, May, 2009, Virginia Law Review.
- 6) 前掲注 4) at 843
- 7) 例えば，Gregory M. Dickinson, "Chevron's Sliding Scale in Wyeth v. Levine, 129 S. Ct. 1187 (2009)", Harvard Journal of Law, Vol.33, pp.1181-1184 (2010).
- 8) 前掲注 4) at 837-843
- 9) Loper Bright事件におけるケイガン判事の反対意見，およびCongressional Research Service, "Chevron Deference in the Courts of Appeals" June 8, 2023, available at https://crsreports.congress.gov/product/pdf/LSB/LSB10976?utm_source=chatgpt.com
- 10) <https://www.dentons.com/en/insights/alerts/2024/july/5/a-farewell-to-chevron>
- 11) Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act : MSAに基づきNMFSが制定した規則で，漁場の保護および維持のために必要なデータを収集するための連邦監視員を乗船させ，その連邦監視員の費用をニシン漁の漁船運営者に負担させることを規定した。
- 12) ジャクソン判事は，Loper Bright事件の下級審

- であるD.C.巡回区控訴裁判所での審理へ関与したため、最高裁でのLoper Bright事件の審理を忌避 (recusal) したがRelentless事件には参加した。そのため、Loper Bright事件の判決は6対2、Relentless事件の判決は6対3となった。
- 13) 日本国憲法第81条では、最高裁に「違憲立法審査権」を認めており、これはマーベリー判決で確立されたJudicial Reviewに類似している。ただし、米国ではすべての裁判所がこの権限を持つのに対し、日本では最高裁だけが「終審裁判所」として最終判断を下すとされている。
 - 14) 5 U.S.C. Chapter 5
 - 15) APA § 701-706に記載されている。具体的には、§ 701 (適用範囲と例外)、§ 702 (救済の権利)、§ 703 (審査の形態)、§ 704 (最終決定の要件)、§ 705 (暫定的救済措置)、§ 706 (審査の範囲と基準) の条文がある。
 - 16) Greg Stohr, “Supreme Court Overturns Chevron Rule in Blow to Agency Power (3)”, Bloomberg Law, available at <https://news.bloomberglaw.com/us-law-week/supreme-court-overturns-chevron-ruling-in-blow-to-agency-power>
 - 17) ダニエル・ファーバー「アメリカ制定法解釈の傾向：シェブロン法理、テクスチャリズム、合衆国最高裁」pp.1-16 (2016) 筑波法政学会。
 - 18) Congressional Research Service Legal Sidebar “Congressional Court Watcher : Federal Appellate Decisions in Recent Years Applying Chevron Deference” pp.1-3 (2024).
 - 19) Skidmore v. Swift & Company, 323 US 134 (1944). Skidmore事件は、米国公正労働基準法 (FLSA) の適用に関するもので、消防士の待機時間が労働時間に該当するかが争点であった。会社側 (Swift) は賃金支払いの不要性を主張し、労働省は状況によっては労働時間に含まれると解釈した。
 - 20) 特許出願や審査の進行を管理する規則
 - 21) 35 U.S.C. § 2(b) (2)
 - 22) Merck & Co. v. Kessler, 80 F.3d 1543 (Fed. Cir. 1996).
 - 23) TDとは、自明型のダブルパテント (Obviousness-type double patenting) を回避するために、特許出願人が特許権の存続期間を一部放棄する手続である。
 - 24) Cuozzo Speed Technologies, LLC v. Lee, 136 S. Ct. 2131 (2016).
 - 25) Phillips v. AWH, 415 F.3d 1303 (Fed. Cir. 2005) (en banc).
 - 26) 岸本芳也, 『グローバル企業の知財戦略』, pp.180-181 (2020) 丸善出版
 - 27) 138 S.Ct. 1348, 1355 (2018).
 - 28) 前掲注26)
 - 29) 米国特許法第318条(a), 316条(d)
 - 30) Applications in Internet Time, LLC v. RPX Corp., 897 F.3d 1336 (Fed. Cir. July 9, 2018).
 - 31) Facebook, Inc. v. Windy City Innovations, LLC, 953 F.3d 1313 (Fed. Cir. 2020).
 - 32) Suprema v. ITC, 796 F.3d 1338 (Fed Cir. 2015).

参考文献

- ・ 岸本芳也, 『グローバル企業の知財戦略』, pp.176～233 (2020) 丸善出版。
- ・ Cornell Law School, Legal Information Institute, “LOPER BRIGHT ENTERPRISES v. RAIMONDO” <https://www.law.cornell.edu/supremecourt/text/22-451>
- ・ Byse, Judicial Review of Administrative Interpretation of Statutes An Analysis of Chevron’s Step Two, 2 ADMIN. L.J. 255, 255 (1988).
- ・ US Supreme Court, “Chevron USA v. Natural Resources Defense Council” (2011), LandMark Publications.
- ・ Michael Herz, “Chevron is Dead; Long Live Chevron”, Columbia Law Review Vol. 115, No. 7 (2015).
- ・ Jason A. Engel et al., “Reviewing the Reviewers : Loper Bright’s Impact on Judicial Review of Patent Trial and Appeal Board IPR Practice”, Chicago-Kent Journal of Intellectual Property, Volume 24, Issue 1 (2025).

(URL参照日は全て2025年3月6日)

(本稿企画 会誌広報委員 森下良亮 トヨタ自動車)
(原稿受領日 2025年3月6日)